

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

神川町は埼玉県の北西部に位置し、都心から約 85km の距離にあり、都心部からの交通アクセスに優れた地理を活かし、二つの工業団地（児玉工業団地・うめみの工業団地）を中心に様々な企業が立地している。

総人口は、昭和 50 年以降増加を続けてきたが、平成 12 年の 15,197 人をピークに減少に転じ、令和 2 年は 13,359 人となっている。また、年齢構成をみると、年少人口（15 歳未満）は 1,358 人（10.2%）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は 7,605 人（60.5%）、老年人口（65 歳以上）は 4,396 人（32.9%）となっており、年少人口と生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加傾向にある。

産業構造では、第 1 次産業が 582 人（8.2%）、第 2 次産業が 2,737 人（38.7%）、第 3 次産業が 3,758 人（53.1%）となっており、第 1 次産業（主に農業の就業者）と第 2 次産業（主に製造業の就業者）が減少し、第 3 次産業（主に医療・福祉の就業者）が増加している。（平成 12 年、令和 2 年国勢調査）

事業所数においては、平成 24 年が 499、平成 28 年が 496、令和 3 年が 484 と徐々に減少している。（平成 24 年、平成 28 年、令和 3 年経済センサス活動調査）

このような状況の中、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築する取組みを支援していく必要がある。

(2) 目標

神川町は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく「導入促進基本計画」を策定し、中小企業者に先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に 4 件（年 2 件）の「先端設備等導入計画」の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、多様な産業の設備投資を支援するために、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、地域の景観や環境に配慮し、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、町内の自己所有に属する建物に設置するものに限る。それ以外の設備（土地に自立し設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本計画において対象となる地域は、中小企業者による幅広い取り組みを促すため、町内全域とする。

（2）対象業種・事業

生産性向上は全ての事業者における共通の課題である。また、神川町内の多様な業種が町内の経済・雇用を支えており、各業種は町民の生活と密接な関係にある。そのため、本計画において対象とする業種及び事業は、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる取り組みであれば、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減が目的とした取組は認定の対象としない。また、雇用の安定性に配慮した計画であること。
- ・ 事業者は、認定された先端設備等導入計画に沿った事業を進めなければならない、先端設備等導入計画の変更申請を怠る等の事業者に過失がある場合、神川町はその認定を取り消すことができる。
- ・ 健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税等の滞納がある場合は、認定の対象としない。
- ・ 認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を常時把握し、神川町が導入促進基本計画の効果等を調査するために、先端設備等導入計画に関する報告や調査を求めた場合は速やかに協力し、関係書類の提出が求められた場合は速やかに提出しなければならない。